

## 愛媛県木質ペレット利活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、愛媛県木質ペレット利活用促進事業実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、実施要領第3に定める事業主体が実施する愛媛県木質ペレット利活用促進事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で愛媛県木質ペレット利活用促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、補助金の交付に当たり、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱により、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費及びこれに対する補助率は次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
学校施設、福祉施設、病院施設、交通施設(鉄道、空港、港湾)など公共的施設にペレットストーブを新規に設置又は導入する経費	ペレットストーブを設置又は導入するために要する経費の1/2以内を補助する。ただし、1台あたり補助金の上限を250千円とする。

(補助金の交付申請)

第3条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に、知事が必要と認める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれか該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額に増減を生じるとき。
- (2) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。ただし軽微な変更を除く。

(補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日までの事業遂行状況を、翌月の15日までに事業遂行状況報告書(様式第4号)により、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書(様式第5

号)に、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要がある場合は、補助事業者へ是正措置を命ずることができるものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第6号)を、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(財産の管理)

第12条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 規則第22条第2項ただし書きに規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

( 関係書類の保管 )

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

( 書類の経由 )

第14条 この要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、所轄地方局長を経由するものとする。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成22年7月9日から施行する。

( この要綱の失効 )

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

( この要綱の失効に伴う経過措置 )

3 第12条及び第13条の規定は、平成26年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定にかかわらず、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年度愛媛県木質ペレット利活用促進事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住所

氏名

年度において愛媛県木質ペレット利活用促進事業を下記のとおり実施したいので、愛媛県木質ペレット利活用促進事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業費総括表

(単位:円)

事業費	負担区分			備考
	県補助金	その他補助金	自己負担	

3 事業計画書（別添）

4 収支予算書

( 1 ) 収入の部

( 単位 : 円 )

科 目	予算額	摘 要
県 補 助 金		
その他補助金		
自 己 負 担		
計		

( 2 ) 支出の部

( 単位 : 円 )

科 目	予算額	内 訳
計		

5 事業完了予定年月日

年 月 日

6 補助金算定調書

事業費 (円)	補助対象経費 A (円)	補助率 B	補助限度額 A × B (円)	補助金額 (円)
		1 / 2 以内		

( 注 ) 1 事業計画書は、愛媛県木質ペレット利活用促進事業実施要領第3の事業計画承認申請書の事業計画書に準じて作成すること。

2 事業費の積算資料としての見積書・カタログ、設置場所等を示す5万分の1程度の図面及び設置箇所付近の見取り図を添付すること。

3 その他知事が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年度愛媛県木質ペレット利活用促進事業変更承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった年度愛媛県木質ペレット利活用促進事業を、下記のとおり変更したいので、愛媛県木質ペレット利活用促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円也
変更承認申請額	金	円也
差し引き増減額	金	円也

4 事業実施計画書

5 収支予算

6 その他

- (注) 1 事業実施計画書は、補助金交付申請書の事業計画書に準じて作成し、変更前のものを上段( )書、変更後のものを下段裸書とすること。
- 2 収支予算は、補助金交付申請書の様式に準じて作成し、変更前のものを上段( )書、変更後のものを下段裸書とすること。

様式第3号 (第6条関係)

年度愛媛県木質ペレット利活用促進事業中止(廃止)承認申請書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった愛媛県木質ペレット利活用促進事業を中止(廃止)したいので、愛媛県木質ペレット利活用促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間(廃止の時期)



様式第4号 (第7条関係)

年度愛媛県木質ペレット利活用促進事業遂行状況報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった  
年度木質ペレット利活用促進事業の遂行状況について、愛媛県木質ペレット利活用促進  
事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

総事業費	事業の遂行状況				備 考
	指 令 日	入札・見積日 (予定日)	設 置 日 (予定日)	事業完了 予定年月日	
円	年 月 日 愛媛県指令 第 号	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

年度愛媛県木質ペレット利活用促進事業実績報告書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった年度愛媛県木質ペレット利活用促進事業の実績について、愛媛県木質ペレット利活用促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の実績(別添)

2 収支精算

(1) 収入の部 (単位:円)

科 目	予算額	精算額	摘 要
県 補 助 金			
その他補助金			
自己負担			
計			

(2) 支出の部 (単位:円)

科 目	予算額	精算額	内 訳
計			

3 事業完了年月日 年 月 日

- (注) 1 事業の実績(別添)は、愛媛県木質ペレット利活用促進事業実施要領第3の事業計画承認申請書の事業計画書の「計画」を「実績」に改めて作成すること。  
2 事業費の明細資料としての領収書等の写し、競争入札を実施した証拠書類もしくは複数者からの見積書写し、設置状況写真(愛媛県森林環境税を活用して導入したことを表示した写真を含む)を添付すること。  
3 その他知事が必要と認める書類

様式第6号(第10条関係)

年度愛媛県木質ペレット利活用促進事業費補助金精算払請求書

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった  
年度愛媛県木質ペレット利活用促進事業費補助金について、愛媛県木質ペレット利活用  
促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 \_\_\_\_\_ 円也

内訳 交付決定通知額 金 \_\_\_\_\_ 円也